

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市特別保育事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）事業補助（協調事業補助）
補助の概要	仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育て負担感を緩和し、安心して子育てができる環境整備を総合的に推進することを目的として、私立認可保育所等又は私立認定こども園において特別保育事業を行うために要する経費に対して補助金を交付する。
補助事業者	市内の私立保育所等
補助対象経費	未満児保育事業、障害児等保育事業に必要な保育士の人件費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	新潟県特別保育事業補助金交付要綱に定める額
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	新潟県特別保育事業補助金交付要綱に定める基準額 未満児保育事業（県1/2、市1/2） 障害児等保育事業（軽度障害児 市10/10、気になる子 県1/2、市1/2）
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 県単障害児保育事業の補助対象から、特別児童扶養手当の支給対象児童は除かれるため、市単独補助事業では2を乗じて得た額を交付額としている。（県1/2分を市が負担）
数値目標等	B 数値化困難
	保育園を運営する上で、未満児・障害児の受入を円滑に行うとともに、保護者の子育てを支援するために実施していることから数値目標は設定できない。
	○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	保育所等において特別保育事業を実施し、安心して子育てができる環境を整えることを目的としているため。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象保育所等に案内
事業担当	（担当部署） 子ども若者課 園児支援係
	（電話番号） 0259-63-3126